

例えばこんなトラブルで

困っていませんか？

H29 1月号

お問い合わせ先 廿日市市消費生活センター
TEL(0829)31-1841

《相談内容》

携帯電話に「有料動画の閲覧履歴があり、未納料金を支払わないと法的手続きを取る」というメールが届いた。驚いてメールに記載された電話番号に連絡し、名前と住所を伝えた。すると昨年見たアダルトサイトの未納料金があると30万円を請求された。大手通販サイトの電子ギフト券を数軒のコンビニに分けて購入し、その番号を教えるよう業者に指示された。もし、コンビニのレジで購入理由を店員に聞かれたら、孫へのプレゼントを買うためだと言うよう教えられた。翌日電話で未納料金が他にもあると言われ、さらに同様の方法で20万円支払ってしまった。

(70歳代 男性)

《アドバイス》

業者が不当な請求の支払い手段として電子ギフト券の購入を指示し、ギフト券に書いてある番号を聞きだすことで、その金銭的価値を不正に取得する手口です。この事例で使われた大手通販サイトの電子ギフト券は「サーバ型プリペイドカード」と呼ばれるもので、発行会社の管理するサーバにカードの金銭的価値が記録されており、カードそのものがなくてもカード番号だけでお金と同じように利用することができます。匿名性が高いため、一旦相手に渡した価値を取り戻すことは非常に困難です。

相談者には、今後業者からと思われる電話には出ないようにし、出てしまってもすぐに切る、万一、不審な文書が届いたらセンターに相談するよう伝えました。また、頻繁に電話がかかる場合、最終的には電話番号の変更を検討するよう助言しました。

不審なメールが届いても返信や連絡はせず、他人の指示でプリペイドカードを購入したり、カード番号等を伝えたりしないようにしてください。万が一、番号を伝えてしまった場合でも、プリペイドカード発行会社によっては何らかの助言を得られる場合もあるので、早急に連絡するようにしましょう

出典：広島県環境県民局消費生活課発行
「くらしのフレッシュ便」平成29年1月号

